平成九年政令第二十一号

高圧ガス保安法関係手数料令

の政令を制定する。 内閣は、高圧ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号)第七十三条第一項の規定に基づき、 ح

(完成検査等に係る認定に係る手数料の額)

規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の 掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額(電子申請等(情報 をいう。以下同じ。)による場合にあっては、同表の下欄に定める金額)とする。 高圧ガス保安法(以下「法」という。)第七十三条第一項の規定により別表第一の上欄に

3

(製造保安責任者試験等に係る手数料の額)

第二条 法第七十三条第一項第二号から第四号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければ ならない手数料の額は、別表第二のとおりとする。

(認定高度保安実施者の認定に係る手数料の額)

らない手数料の額は、同表の中欄に定める金額(電子申請等による場合にあっては、同表の下欄第二条の二 法第七十三条第一項の規定により別表第二の二の上欄に掲げる者が納付しなければな に定める金額)とする。 1

(容器検査等に係る手数料の額)

第三条 法第七十三条第一項第七号に掲げる者、同項第八号に掲げる者(法第四十九条の三十一第 者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。 新を受けようとする者を除く。)又は法第七十三条第一項第十八号から第二十一号までに掲げる までに掲げる者、同項第十七号に掲げる者(法第五十六条の六の二十二第一項の登録又はその更 (外国容器等製造業者の登録等に係る手数料の額) 一項の登録又はその更新を受けようとする者を除く。)、法第七十三条第一項第九号から第十六号

第四条 法第四十九条の三十一第一項の登録又はその更新を受けようとする者が法第七十三条第一 職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その 律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による 当する額を加算した額とする。この場合において、その職員は、一般職の職員の給与に関する法 に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相 職員一人が当該申請に係る工場又は事業場の所在地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費 の三十一第二項において準用する法第四十九条の七各号に該当するかどうかにつき審査するため ては、二十万四千八百円)の合計額)に、当該者に係る登録又はその更新の申請が法第四十九条 ようとする容器等事業区分の数を乗じた額及び二十万五千五百円(電子申請等による場合にあっ 分以外の区分について登録を受けようとするものにあっては、八万六千百円に新たに登録を受け (現に法第四十九条の三十一第一項の登録を受けている者であって当該登録に係る容器等事業区 じた額及び八十七万四千円(電子申請等による場合にあっては、八十七万三千二百円)の合計額 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、八万六千百円に容器等事業区分の数を乗 (施行期日)

乗じた額及び八十七万四千円(電子申請等による場合にあっては、八十七万三千二百円)の合計 き審査するため職員一人が当該申請に係る工場又は事業場の所在地に出張するとした場合に国家 十六条の六の二十二第二項において準用する法第五十六条の六の四各号に該当するかどうかにつ にあっては、二十万四千八百円)の合計額)に、当該者に係る登録又はその更新の申請が法第五 受けようとする特定設備事業区分の数を乗じた額及び二十万五千五百円(電子申請等による場合 業区分以外の区分について登録を受けようとするものにあっては、八万六千百円に新たに登録を 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、八万六千百円に特定設備事業区分の数を 他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、経済産業省令で定める。 法第五十六条の六の二十二第一項の登録又はその更新を受けようとする者が法第七十三条第一 (現に法第五十六条の六の二第一項の登録を受けている者であって当該登録に係る特定設備事

> た額とする。この場合において、その職員は、一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第 一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費 公務員等の旅費に関する法律の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算し 業省令で定める。 額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、経済産

より登録又はその更新を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額は、 条の三十一第二項において準用する法第四十九条の八第二項又は法第五十六条の六の二十二第二 項において準用する法第五十六条の六の五第二項の書面が添えられている場合には、当該申請に 百円(電子申請等による場合にあっては、二万七千六百円)とする。 前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する者の登録又はその更新の申請書に、 二万八千三 法第四十九

(施行期日)

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

(平成一〇年三月二七日政令第七五号)

(施行期日)

この政令は、平成十年四月一日から施行する

2 (罰則に関する経過措置) この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(平成一一年一二月三日政令第三八五号)

抄

(施行期日)

附

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二四日政令第九八号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する

(平成一二年六月七日政令第三一一号) 抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の 成十三年一月六日)から施行する。 日

伞

附 則 (平成一四年一二月一三日政令第三七六号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。 附 則 (平成一六年三月二四日政令第五七号) 抄

則 (平成一八年二月一日政令第一四号) 抄

(施行期日) 附

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。 附 則 (平成一八年三月一七日政令第四六号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。 則 (平成一九年六月一三日政令第一八〇号)

一の政令は、公布の日から施行する。

この政令は、令和元年十月一日から施行する。 則 (令和元年九月六日政令第八七号)

抄

(施行期日) (令和元年一二月一三日政令第一八三号)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行 等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六 政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 日)から施行する。

添えられているもの

認定又はその更新の申請に法第三十九条の七第二項又は第四項の書面が 第一項第二号の認定若しくはその更新を受けようとする者であって当該百円

法第二十条第三項第二号の認定若しくはその更新又は法第三十五条十三万五千九

ハ及びホの認定又はそれらの更新を同時に受けようとする者 |五百八十一万|五百八十一万

三百円

六百円

うとするもの

千八百円

三千百円 十三万五千二

百円

チ

口及びホの認定の更新を同時に受けようとする者

ハ及びホの認定又はそれらの更新を同時に受けようとする者

イ及び二の認定又はそれらの更新を同時に受けようとする者

四 万 八 千万七千三百五百 七 十五百七十四

千七百円 七百円 百九万八 三百円

百九万七千

七千五百円 六千九百円

ヌ

イ、

IJ

則 (令和元年一二月一八日政令第一八八号)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

則 (令和四年六月二四日政令第二四〇号)

この政令は、令和四年六月三十日から施行する。

附 則 (令和五年九月六日政令第二七六号)

から施行する。 この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十二月二十一

(令和五年一二月一五日政令第三六〇号)

この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)の施行

別表第一 (第一条関係) (令和五年十二月二十一日) から施行する。

て読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなかったもの	[百二十二万四百二十二万	チーイ及びホの認定又はそれらの更新を同時に受けようとする者 四
運転を停止して保安検査を行う者であって法第三十九条の十七第二項におい 千四百円 四百円	(千五百円 八千八百円	九
ホー法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする者のうち特定施設の 百 三 万 三 百三万二千	[百六十二万四百六十二万	ト イ及びハの認定又はそれらの更新を同時に受けようとする者 四
円 円		施設を追加しようとするもの
施設の運転を停止して保安検査を行う者(ホ及びへに掲げる者を除く。) 万 千 七 百八百円	七百円 千円	設の運転を停止して保安検査を行う者であって自ら保安検査を行う特定千七百
二 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち特定四 百 三 十四百三十万	三十五万五百三十五万五	ヘ 法第三十五条第一項第二号の認定を受けようとする者のうち特定施 百三十五
追加しようとするもの		< °)
保安検査を行う者であって自ら保安検査を行う特定施	六百円 円	のうち特定施設の運転を停止して保安検査を行う者(へに掲げる者を除す
ハ 法第三十九条の十三の認定を受けようとする者のうち特定施設の運転を二一百二十二百二十万	百九十五万 二百九十五万	ホ 法第三十五条第一項第二号の認定又はその更新を受けようとする者二百九十五万二百九十五
もの		行う特定施設を追加しようとするもの
項において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなか	を千六百円 千九百円	設の運転を停止することなく保安検査を行う者であって自ら保安検査を工
となく保安検査を行う者であって法第三十九条の十七第二 千二百円 二百	[五十七万六]百五十七万五	二 法第三十五条第一項第二号の認定を受けようとする者のうち特定施百五十七
ロー法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする者のうち特定施設の 百 五 万 五百五万四千		 る者を除く。)
	二千六百円 千九百円	設の運転を停止することなく保安検査を行う者(ニに掲げ
す	百三十五万 三百三十五万	ハ 法第三十五条第一項第二号の認定又はその更新を受けようとする者三百三十五
イ 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち特定四 百 三 十四百三十二	(百円 二百円	検
⟨°)	[十四万二千]百十四万二千	ロ 法第二十条第三項第二号の認定を受けようとする者であって自ら完百十四万二
法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者(次の項に	[千八百円 <u>四千二百円</u>	(ロに掲げる者を除く。) 四
額	百五十六万 二百五十六万	イ 法第二十条第三項第二号の認定又はその更新を受けようとする者 百五十六万 百五十六
における金		げる者を除く。)
による場合		第一項第二号の認定若しくはその更新を受けようとする者(次の項に掲
納付しなければならない者 電子申請等		法第二十条第三項第二号の認定若しくはその更新又は法第三十五条
別表第二の二(第二条の二関係)	ける金額	
する者	よる場合にお	
三 製造保安責任者免状の再交付を受けようと 中につき 二千五百五十円(電子申請等による場	電子申請等に	納付しなければならない者

	別表第二(第二条関係)	
	納付しなければならない者	金額
	一 製造保安責任者試験を受けようとする者	
	イ 甲種化学責任者免状に係る製造保安責任者 一万七千八百円	一万七千八百円(電子申請等による場合にあって
	試験	は、一万七千三百円)
旦	ロ 甲種機械責任者免状に係る製造保安責任者	一万七千八百円(電子申請等による場合にあって
	試験	は、一万七千三百円)
	ハ 第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安	種冷凍機械責任者免状に係る製造保安一万七千八百円(電子申請等による場合にあって
の日	責任者試験	は、一万七千三百円)
	二 製造保安責任者免状の交付を受けようとす	一件につき 三千六百円 (電子申請等による場合に
	る者	あっては、三千五百円)
等に	三 製造保安責任者免状の再交付を受けようと	一件につき 二千五百五十円(電子申請等による場
にお	する者	合にあっては、二千四百五十円)
	別表第二の二(第二条の二関係)	

1付しなければならない者	金額	による場合電子申請等	
		における金	
	dore	額	
法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者(次の項に	, ,		
だける者を除く。)			
法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち特定四 百 三 十四百三十二	四百三十	四百三十二	
『設の運転を停止することなく保安検査を行う者(ロ及びハに掲げる者を除 二万 三	一万三千	千万二千五百	
·)	五百円	円	
法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする者のうち特定施設の	の百五万五百五万四千	百五万四千	
是転を停止することなく保安検査を行う者であって法第三十九条の十七第二 千二百円		二百円	
《において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなか			
たもの			
法第三十九条の十三の認定を受けようとする者のうち特定施設の運転を 二百 二 十 二百二十万	三百二十	二百二十万	
ニ止することなく保安検査を行う者であって自ら保安検査を行う特定施設を 万 千 六 百 六百円	万千六百·	六百円	
2加しようとするもの	円		
法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち特定四	百三	十四百三十万	
心理転を停止して保安検査を行う者(ホ及びへに掲げる者を除く。)	万千七百:	百八百円	
	円		

		3	
「	この表別では、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、また	四目を受けようとする者のうち高圧 一三の認定又はその更新を受けようとする者のうち高圧 一三の認定又はその更新を受けようとする者のうち高圧 一三の認定又はその更新を受けようとする者のうち令第六 心書の規定の適用を受けようとする者であって特定施設の運転と 一三の認定又はその更新を受けようとする者のうち令第六 に書の規定の適用を受けようとする者であって特定施設の運転と 一三の認定又はその更新を受けようとする者のうち令第六 に一三の認定又はその更新を受けようとする者のうち令第六 に一三の認定の更新を受けようとする者のうち令第六 に一三の認定の更新を受けようとする者のうち令第六 にの認定の更新を受けようとする者のうち令第六 に表して、、かつ、法第三十九条の十七第二項において「令」とい 一三の認定の更新を受けようとする者のうち令第十条の百 一二の認定の更新を受けようとする者のうち令第十条の百 一二の認定の更新を受けようとする者のうち令の言とする者のうち令の言とする者であってを表しまする。	リーハ及びへの認定を同時に受けようとする者 三一
四十 千 四十 千 五 五 五	中四三 千十 方 千五 千五 五万 千五 円万 五万 千五 円 五五 九十 五百 五元 八千 三百 五元 九十 五百 五元 四 五元 五元 日 五元 五元	円 円 六 十 千 万 千 十 十 十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 </td <td>十三百六十</td>	十三百六十
(2) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 (3) 内容積エリットル以上三十リットル未満の容器 (4) 内容積エリットル以上五リットル未満の容器 (1) 内容積三十リットル未満の容器 (2) 内容積三十リットル以上五リットル未満の容器 (2) 内容積三十リットル以上の容器 (4) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 (4) 内容積一リットル以上面の容器	P 名利 = リンゴノリコの容器 内容積五百リットル以上千リットル未満の容 内容積五百リットル未満の容器 内容積五百リットル未満の容器 内容積五百リットルよ満の容器 「上編形を器又は圧縮水素自動車燃料装置用 イに掲げるものを除く。)	学責チリットレ以上の容器 学責チリットレ以上の容器 学青チリットレ以上の容器 ですの認定の更新を同時に受けようとする者 ですの認定を同時に受けようとする者 ですの認定を同時に受けようとする者 はればならない者 (第三条関係)	ル ロ及びトの認定又はそれらの更新を同時に受けようとする者
一個につき 百三十円	一個につき 三百円に十リットル又はその端数を増すごとに千六百円 はる場合にあっては、一万五千百円)に千リ シトル又はその端数を増すごとに千六百円 一個につき 一万五千二百円(電子申請等による場合にあっては、一万五千百円) 一個につき 六千四百円(電子申請等による場合にあっては、六千三百円) 自 場合にあっては、六千三百円) 自 場合にあっては、六千三百円)	- 西	

4											
六 法第四十九年 十三第一項の承記 イ 容器の型式 (1) (2) に掲 (2) 法第四十五年 (2) 法第四十五年	る者 容器	者簿四	を受け ほこお		に 者 で あ 現	1	けよ	$7\hat{6}\hat{5}$	容(容(3)器(3)	2	$\widehat{\underline{1}}$
六法第四(1)(2)(2)法第四(2)法第四	竺	録 特 容	よい第		てっに	ロ に 掲	法第四十九	内内内容容容	内 内 : 容 容	内容	内容
(十九条の) に掲げ 型式につる書面が	製造業	(次項)	と準十		録 当 第		とする者	積積五	した 積 積	積 五	内容積千リ
十九条の二十 一型式について に掲げる場へ に掲げる場へ で表記を受け	業者登	で 関造業者登 ではおい	える者 条の十		を受けよ	百 以 外	0	ツ ツ ツ ト ト ト	ッリ	百 リ ッ	リ ツ ト
面が添えられてい 本条の二十一第一項 が添えられてい で 本語を受けようとする おんり からり かっぱん かっぱん かっぱん かい	容器等製造業者登録簿等う。)の謄本の交付を請告	て登録簿、	合五		うと かの 五笠	外 の 者	第 一 項	ルルル	トットルト	トル	ル 以 上
いる場合以外の場合 いる場合以外の場合 の二十三第一項の 条の二十三第一項又は が添えられている場	ずの閲	容界は国	を含む。)		いようとするものなに係る容器等事が発の五第一項ので		かの登録	一の 五 三	以上百五元	上千	上の容器
で で で で は で の 場合 で 場合 で 場合 に で はよう の 場合	の閲覧を請	製造業外	\mathcal{O} +		の事の 業登 区録		録 又 は	器 ツリルト	五 五 百 リ リ	以上千リット	器
験と四	†製造業者登録簿等の閲覧を請求しよの謄本の交付を請求しようとする者	業者 登 業者 登	登録証の工		業区分以外 発録を受け		その	未ル満未	/ ツ ツ : ト ト	- ル 未 満	
しの	求しようとす	録簿(次項において「容器等製造業者登録簿等」特定設備製造業者登録簿又は外国特定設備製造業客器等製造業者登録簿、外国容器等製造業者登録	の再交付十一第二		の て 区 い		更新を受	の容器器	i ル ル ル 未 未 満 満	何の容器	
<i>f</i> - =1	<u>す</u> は四 、百	<u>*」</u> 場一 信に	場一	に合力に とこる る	<u>分る</u> て万る六 オー容万	万 百 添 の よ た 六 千 円 え 合 る 額 万			- LT -	器 に一算 あ個し	等そに一にのあ個
る 4 4 6 6 6 6 6 7 8 6 7 8 7 8 8 7 8 8 8 8 8 8	は、三百八四百二十円	にあっ	合にあっ	よる場合	、千器七二四等千	が 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		個につき	個につき、個につき	固につきがした額	等による場合にあっては、三百六十円)その端数を増すごとに三百七十円(電子にあっては、六千九百円)に千リットルー個につき 七千円(電子申請等による
あ あ	八十円)	ては五	っては、二千	場合にあ	一一万(2)	八百円)) 八百円)) 「電子申請等による場合にあられている場合にあっては、八十一万八第二場合にあっては、八十一万八場合にあっては、八十一万八場合にあっては、八十一万八場合にあっては、八十一万八		八百百	. 二七八	大七	物合になった。
っては、二万千二万二十八万千三百円っては、十八万千三百円	申丨	五百七十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	千 五	では、二万千二万二万二千四百円 項の書面が添え	千電分に 七子の新 日 申 数 た	1円に容器等事業1円に容器等事業1円に容器等事業200円に容器200円に容器200円に200円に200円に200円に200円に200円に200円に200円		十円六円	• 円九円	六千九百	あって 千円 こ
二 中 三 三 万 円 千 三 百 円 万 円 万 円	請等に	二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	-四百円)	書面が活	日子 のでは、一日 のでは、一日 できまれる。	る場合 る場合 る場合			円電	百円)甲	は、三百万円
1 12	よる場合に	五百二十円)	子	二万千八 -四百円 (: が添えら	から に た る 額 受	合にあって 円(電子申 円(電子申 業区分の数			申 請 等	申請等に	三百六十円)七十円(電子に千リットル申請等による
八百円) (電子申請 請	合にあ	請 等 に	申請等に	-八百円)) -八百円))	円)の合計額(法第四請等による場合にあった乗じた額及び二十一に登録を受けようとす	による場合にあっては、二合にあっては、二万二千四十九条の八第二項の書面がは、八十一万八千六百円)は、八十一百円(電子申請等になる場等事業区分の数を乗じ			請等による場合	による	十円)を加 (電子申請 のようでは (電子申請
等 等 に に 	って	よる	よる	- 請る 第場		二四がじにじ			場合	よる場合	を申又場加請は合
(1) 定設備 機 内 校	ロ (1 1) 法の特	(10) の特定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	満の特定設 満の特定設	(7) 内容 満の特定設 で り の り の り の り に う の り に う り り り り り り り り り り り り り り り り り	(4) 内容積一万立方メートル未満の特定設備 (5) 内容積五千立方メート	ト(ま(1) イカル カル カル カルカル カルカルカルカルカルカルカルカルカルカルカルカル	(3) 附属	21 c	置車	うとする者 とを証す	② ① □ 附
内 検 臣 容 査 が	第 定 五 内 設	: 設内 : 内備容	村定設備 内容積了) 内容積五百分	特内の一条	未満の特定設備検	3) 内容積 附属品	内容の他	然料装置 圧縮天然	法第五法第五	法 (2) 届 第 品
積 を 制 十 受 限 万 け す	十六条	積十立	白	槓 備 槓 il 五	投 槓 特 槓。 備 五 定 一: 千 設 万:	特 槓 設 槓 積 ハ 備 定 二 備 五 十 に 検 設 万 万 掲 香	槓 五	積精の	属用ガ査品容スマ	条 面	四十九 に掲げ
千万立方メートル以上受けようとする者	の六の	立 方 メ ー	立方メー	百立方メー	立備立方	満の特定設備検査を受けようと内容積工万五千立方メートル内容積工万立方メートル内容積工万立方メートル内容積工万立方メートルの容積工万立方メートルの容積工万立方メートルの容積で設備検査を受けようと	百リットル未満の容器	リッに	器自は関する	者工・国の規定による刻印等を受けする書面が添えられている場合	四十九条の二十三第一項の試験に合格し、に掲げる場合以外の場合の型式について承認を受けようとする者の型式について承認を受けようとする者
メーナる トる ポートる	四角ト	1 1	F	1 }) 	立方 メートトトトト	トル未	,ットル以上千リットル未満の容,トル以上の容器の附属品,装置される附属品	圧燃料に	なられ	一十三
・トル以上の特定設備の製造の工程につ	二項 未の満	トル以上十立方メート	ル以上五百立方メ	トル以上壬立方メール以上五千立方メー	トル以上一万立方メートトル以上二万五千立方メ	ト 以以者す	満の容	上千りの容別	水 装 検 素 置 査 運 用 を	定による	第一項がある
一の工程	規定に	十立方	百立	千 千 立 立 ± ±	一万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万	上十万立方メート上十万立方メートル以上五万立方メート	0	ツトルの	送自動	る刻品	合計
た設につ	足基づき		1	カメー	ガーギー立	立方と表示されている。	附属品	未満	車 圧縮 ようと	等 を	かとす
い て 特	十六条の六の四第二項の規定に基づき経済.容積一立方メートル未満の特定設備.備	ト ル 未 満	ト ル 未	ト ル 未 未	ー 万 トメー	万 メ ト ー ル		の 容 器	・ 器又は圧縮水素運送自動車用容器に 自動車燃料装置用容器、圧縮水素自 は附属品再検査を受けようとする者	よ	た
百円の合計額 一基につき 十万八千七百円に特定設備検査	基に	基 に に			一 基 基 に に	基 基 に にに	一個に	一 一 個 個 に に	_	よ千百五十円	一件につき 二万二千四百円(電子申請等にによる場合にあっては、十四万六千六百円)一件につき 十四万七千三百円(電子申請等一件につき 十四万七千三百円(電子申請等
合計類	つき	つき	基につき	基につき	基につき	つっきき	つき	つっき	個につき	一十円	場合につき
観 性 の 十 数 万	三万	五 八 万 万	<u>+</u> =	十 二七 十	_ <u>=</u> = +	四 四五十十十二 八五	<u>-</u> +	五 千 百 五 十 円 円	三 十 円	十円)あって	に 二あ十 万っ四
を 八 乗 千 じ 七	三万六千百	五万千七百八万三千円	十二万三千五	十七万千百円二十三万四千四	二十九万五百円	十 十 二 万 六 百 六 百 千 十 五 万 八 千	円	十十円円	円	申 清 ニ ニ	二千四 ては、 万七千
た額別	Ħ	H ',	五百	日 千 四	音 五	二万六百円 二万八百円 四百円				元より	 十三 三百 四二
及に び 特 一 定			Ä	百 円	百円	白 百 円 円				十円) (電子申請等による場合にめっては、二万千八百円)	(電力円 電力(電子 手電
万分備										にあっ!	申請 三十六 百日
九 査										って	では、等

												5
「	ラニースペンスの二等一等の登录などできる。内容積二十万立方メートル未満の特定設備満の特定設備	容積二十万立方メートル以の特定設備	メートル以上の特定にいて特定設備検査を図	のための特定設備であって経済産を利用する高圧ガスの製造(製造に	(11) 内容積一立方メートル未満の特定設備	満の特定設備(10) 内容積一立方メートル以上十立方メートル未	の特定設備(9) 内容積十立方メートル以上百立方メートル未満	満の特定設備(8) 内容積百立方メートル以上五百立方メートル未	満の特定設備(7) 内容積五百立方メートル以上千立方メートル未	満の特定設備(6) 内容積千立方メートル以上五千立方メートル末	未満の特定設備 (5) 内容積五千立方メートル以上一万立方メートルトル未満の特定設備 (4) 内容積一万立方メートル以上二万五千立方メー	トル未満の特定設備(3) 内容積工万立方メートル以上五万立方メー末満の特定設備(2) 内容積五万立方メートル以上十万立方メートル
円)の合計額(法第五十六条の六の五第二項による場合にあっては、八十一万八千六百じた額及び八十一万九千二百円(電子申請等六万七千九百円に特定設備事業区分の数を乗	一基につき 千百三十九万二千六百円	千二円	つき 千六		十頁る工程の数を乗じた額及び二千七百円の合る工程の数を乗じた額及び二千七百円の合一基につき 七千百円に特定設備検査を受けまる	- 負の数を乗じた額及び四千百円の合ける工程の数を乗じた額及び四千百円の合一基につき 九千九百円に特定設備検査を受める言名	子受基合けに計	・受基の	受基合計るの類	ける工程の数を乗じた額及び一万四千七百円一基につき 四万四千円に特定設備検査を受百円の合計額	を受ける工程の数を乗じた額及び一万四千七一基につき 五万五千四百円に特定設備検査百円の合計額 正程の数を乗じた額及び一万六千九を受ける工程の数を乗じた額及び一万六千九一基につき 六万六千八百円に特定設備検査	合計額 スポープ 大手 大手 の でき 大 の の で で で で で で で で で で で で で で で で で
(4) 冷凍能力が三十トン以上百トン未満の設備 十四 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証又は 指定設備認定証の再交付を受けようとする者	冷凍能力が三百トン以上千トー 冷凍能力が千トン以上三千トー	冷凍能力が三千ヶの製造をする設備凍のため不活性が	ル未満の設備(9) 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備	(8) 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備	とはでである。 シストンは、ころ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方未満の設備	ル未満の設備 ル未満の設備	理容積が百万立方メートル以上千万立方メー理容積が千万立方メートル以上の設備設備	イ 窒素を製造するため空気を液化して高圧ガスの製十三 指定設備の認定を受けようとする者十二 特定設備基準適合証の交付を受けようとする者	を受けようとする者 項において準用する場合を含む。)の五十六条の六の十二 (法第五十六条の		の区分について登録を受けようとするものいる者であって当該登録に係る特定設備事業区分以外でいる者であって当該登録に係る特定設備事業区分以外では、現に法第五十六条の六の二第一項の登録を受けてより、「「「」
ーーーー件基基ににに	につつき	一基につき 十九万五千四	-一基につき 五万九千四百円	- 一基につき 九万八千五百円	基につき	一基につき 十九万四千四百円	基につき 三十八万九千九百	-一基につき 五十八万五千三百円 一基につき 九十七万四千八百円	一件につき 八千円	場合にあっては、千四百円) 一件につき 二千五十円(電子申請等による	円)) 一一、一一、一一、一一、一一、一一、一一、一一、一一、一一、一一、一一、一一	一万二千四百円(電子申請等による場合にあれる特定設備事業区分の数を乗じた額及び二十六万七千九百円に新たに登録を受けようとすては、二万千八百円)) の書面が添えられている場合にあっては、二